

定 款

一般社団法人輿論科学協会

一般社団法人輿論科学協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人輿論科学協会（以下「協会」という。）
（英文名 Public Opinion Research Center）と称する。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を東京都渋谷区に置く。
2 協会は、理事会の決議を経て、必要な地に従たる事務所を設けることができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、輿論調査、社会調査、市場調査等の科学的研究、実施及び普及の事業を行い、わが国の公共の利益に資することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
(1) 調査の理論的研究
(2) 調査方法に関する科学的研究
(3) 輿論調査、社会調査及び市場調査の実施
(4) 雑誌及び印刷物の発行並びに講演会、研究会その他の会合の開催
(5) その他協会の目的達成のために必要な事業
2 前項第1号、第2号及び第5号の事業は日本全国において、第3号及び第4号の事業は本邦及び海外において、それぞれ行うものとする。

第3章 会員

(協会の構成員)

第5条 協会に次の会員を置く。
(1) 正会員 協会の事業に賛同し、第6条の規定により入会した個人

- (2) 賛助会員 協会に金員又は物品を寄附した個人又は団体、及び協会の事業に援助協力した個人又は団体
 - (3) 名誉会員 協会に功労のあった個人
- 2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

（会員の資格の取得）

第6条 協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

（会費）

第7条 正会員及び賛助会員は、入会したとき及び毎年、会員総会で別に定める会費を負担する。

（任意退会）

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

（除名）

第9条 会員が次のいずれかに該当するときは、会員総会の議決をもって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対して、議決の前に弁明の機会をあたえるものとする。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

（会員資格の喪失）

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の会費負担義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

第4章 会員総会

(構成)

第11条 会員総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の会員総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第12条 会員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額及び報酬等の支給の基準
- (4) 貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他会員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 会員総会は、定時会員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時会員総会を開催する。

(招集)

第14条 会員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、会員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、会員総会の招集を請求することができる。

3 会員総会の招集は、少なくとも2週間前に会議の目的である事項、日時、場所及びその他法令で定められた事項を記載した文書をもって正会員に通知する。

(議長)

第15条 会員総会の議長は、当該会員総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第16条 会員総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 会員総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任する。

(書面等による議決権の行使)

第18条 会員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は代理人に議決の行使を委任することができる。

2 この場合、行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第19条 理事又は正会員が会員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の会員総会の決議があったものとする。

(議事録)

第20条 会員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した正会員のうちから会員総会において選任された議事録署名人2人以上が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第21条 協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上10名以内
 - (2) 監事 1名又は2名
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名又は2名を常務理事とする。
 - 3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
 - 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係がある者を含む。）である理事の合計数が理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、会員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 常務理事は、理事長を補佐し、協会の業務を執行する。
- 4 理事長及び常務理事は毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時会員総会の終結のときまでとする。

- 2 補欠又は増員として選任された理事の任期、又は補欠として選任された監事の任期は、前任者又は現任者の満了するときまでとする。

- 3 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、会員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、会員総会において定める総額の範囲内で、会員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算出した額を報酬等として支給することができる。

(顧問及び参与)

第 28 条 協会に顧問 3 名以内及び参与 3 名以内を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、学識経験者又は協会に功労のあった者のうちから、理事会の決議により、理事長が任命する。
- 3 顧問は、協会の運営に関して理事長の諮問に応え、又は理事長に対して意見を述べる。
- 4 参与は、協会の業務の処理に関して理事長の諮問に応える。
- 5 第 25 条第 1 項の規定は、顧問及び参与について準用する。
- 6 顧問及び参与は、無報酬とする。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職
- (4) 会員総会に附議すべき事項

(開催)

第 31 条 理事会は、毎事業年度 2 回以上開催するほか、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的たる事項を示して請求があったとき

(招集)

第 32 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集は、開会の日の 7 日前までに、会議の目的である事項、日時及び場所を記載した文書をもって、各理事及び監事に対して通知する。

(決議)

第 33 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 34 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 35 条 協会の資産は、次の収入から成る。

- (1) 会員の会費
- (2) 有志者又は会員の寄附又は遺贈による金員及び物品
- (3) この協会の事業又は所有財産から生ずる収入
- (4) 国又は公共団体等の補助金又は交付金
- (5) その他の雑収入

(事業年度)

第 36 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 37 条 協会の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 38 条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時会員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 6 号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 39 条 この定款は、会員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 40 条 協会は、会員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配)

第 41 条 協会は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第 42 条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、会員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 43 条 協会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 協会の最初の理事長は金森鞆彦とする。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等法人に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 36 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。